

## 第二十四回国会 衆議院

## 社会労働委員会議録第三十八号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)  
午前十時五十七分開議

出席委員  
委員長

佐々木秀世君  
理事中川俊思君

理事大坪 保雄君  
理事野澤 清人君  
理事岡 良一君  
理事植村 武一君  
理事加藤 鎌五郎君  
理事能谷 憲一君  
理事小林 郁君  
仲川房次郎君  
亘田四郎君  
岡本隆一君  
八木一男君

理事中川義高君  
半次君  
田子一民君  
林博君  
芳夫君  
五郎君

捨助君  
義高君  
幸一君  
徹三君  
一民君  
博君

小島徹三君  
亀山孝一君  
小島田子一民君  
林博君

阿部芳夫君  
五郎君

山下春江君  
小山進次郎君  
山口正義君  
高田浩運君  
川井章知君

厚生政務次官  
厚生事務官  
(大臣官房) 総務課長  
(公衆衛生局長) 厚生事務官  
(兒童局長) 厚生事務官

出席政府委員  
厚生政務次官  
(大臣官房) 総務課長  
(公衆衛生局長) 厚生事務官  
(兒童局長) 厚生事務官

厚生技官  
厚生事務官  
厚生事務官

委員外の出席者  
専門員 川井章知君

四月二十七日

委員森本靖君辞任につき、その補欠として堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)  
性病予防法等の一部を改正する法律案

案(内閣提出第一一六号)  
母子福祉資金の貸付等に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出  
第一一九号)

○佐々木委員長 これより会議を開き  
ます。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。  
質疑を続行いたします。野澤清人君。

○野澤委員 今回の母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、新たに設けられました住宅補修資金についてであります。が、資金のワクは三万円以内ということができめられておりますけれども、この住宅資金の貸し出し後ににおける据置期間はどういうふうに見ておられるのか。何らこれは明示がないようです。が、借り受けた翌月から返すという考え方なのか、この点お伺いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 お話の通りに、この住宅補修資金については据置期間を設けていないわけでございます。それで、この理由を申し上げますと、現在あります生業資金でありますとか、あるいは修学資金でありますとか、そういうふうな現状ではありますけれども、この現状では、それ長短の差はありますけ

れども、据置期間を設けてあるわけでございます。これは結局こういった資金を借り受けることによって事業を始める、あるいは学校に行くということです。その金がもととなつて、一定の期間がたてばあるのは果実となり、あるいは自分の働きによって返ってくる、そういったことで、その間のいわば一定の猶予期間と申しますか、そういうことを考慮の上でそれぞれ長短の差を設けて据え置きの期間が設けられないわけでございます。そういう点から見まして、今度の住宅補修資金につきましては、一定の期間待てば、それが元金となって、果实となって返つてくれるという性質の金ではございませんで、いわば一度にまとまった金を市中銀行から借りるだけの余裕はないので、それをまとめた金としてこの資金から貸付を受けるという性格のものであつて、その点において、今までの生業資金その他とは多少趣きを異にするわけでございます。従つてこれについては一定の猶予期間、すなわち準備期間としての猶予を置くという意味で、それをまとめた金としてこの資金から貸付を受けるという性格のものであつて、その点において、今までの生業資金その他とは多少趣きを異にするわけでございます。従つてこれについては一定の猶予期間、すなわち準備期間としての猶予を置くという意味での据置期間といふものは、設ける必要がない、そういうふうな考慮に基いてこれを置かなかつた次第でござります。

○野澤委員 大体普通の貸付金ならば、住宅補修資金といふものは、あたの言う通りでいいと思う。ところが実際に母子家庭における家屋修理というようなものはおそらくこの資金の科目が出たために県なり未亡人会なり

れども、据置期間を設けてあるわけでございます。これは結局こういった資金を借り受けることによって事業を始める、あるいは学校に行くということです。その金がもととなつて、一定の期間がたてばあるのは果実となり、あるいは自分の働きによって返ってくる、そういったことで、その間のいわば一定の猶予期間と申しますか、そういうことを考慮の上でそれぞれ長短の差を設けて据え置きの期間が設けられないわけでございます。そういう点から見まして、今度の住宅補修資金につきましては、一定の期間待てば、それが元金となって、果实となって返つてくれるという性質の金ではございませんで、いわば一度にまとめた金を市中銀行から借りるだけの余裕はないので、それをまとめた金としてこの資金から貸付を受けるという性格のものであつて、その点において、今までの生業資金その他とは多少趣きを異にするわけでございます。従つてこれについては一定の猶予期間、すなわち準備期間としての猶予を置くという意味で、それをまとめた金としてこの資金から貸付を受けるという性格のものであつて、その点において、今までの生業資金その他とは多少趣きを異にするわけでございます。従つてこれについては一定の猶予期間、すなわち準備期間としての猶予を置くという意味での据置期間といふものは、設ける必要がない、そういうふうな考慮に基いてこれを置かなかつた次第でござります。

○高田(浩)政府委員 お話のような事

件は、もちろん私の方としても十分理解できる点と思いますが、ただこの母子福祉資金の貸付に関する法律の全体

で相当混乱すると思う。これは理屈でなしに実際問題として、たとえば屋根がわらの修理ということで、見

積りをとつて屋根がわらの取りかえをすればよろしい。ところが草ぶき屋根になってしまいますと、どのくらいの費用かかるかも實際わからぬ。それと、特にこういう小住宅に対しては、まと

めんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじゃな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

四ヶ月

据置期間を設ければよいじやな

いか、こういう感じがするのです。ど

うしても建前上できないというなら

いですけれども、何とかそのところがめんどうが願えないかと思うのですが、もう一度そこのところをお願い

いたします。

苦面もしなければならぬ。実際にでき

上って喜ぶのには、さらにまた一ヶ月

や二ヶ月かかるのじゃないか。せつか

くめんどうを見るなら、最低三ヶ月や

筋道を立てて考えていくことが、全体の利益にむしろ合致するゆえんじゃないだろうか。そういう意味において、今まで据え置きの期間を設けておりました趣旨にのっとりまして、これについてはやはり設けないのが筋に合致するんじゃないいか、そういう考え方方に基いて置かなかつたわけでございますが、また実際の金の支払い等につきましては、これは個々の地方によって、それぞれ慣習等もありましよう、しかしおそらくいづれの場合にも大体でき上つてから払うのが普通の姿じゃないかと思ひますし、それから実際のやり方からいたしましても、ただいま御引用になりましたよな程度のものについては、むしろこれは今のところは考えないので、やはり屋根であるとか、そりいった、ほんとうの家としての主要構造部分というものの限つて、さしあたり貸し出していくことにいくべきじゃないかと思ひますし、その辺のところも考慮して単価等も計算をいたしまして、一応三万円というように抑えたわけでござります。その辺のことを見つけておるであります。そこでこのを一つ御了承いただきたいと思います。

たしました。その苦心の過程におきましても、なかなかうまく折衝がつきませんでしたために、今局長が説明いたしましたが、一番いい説明とは、腹の中では思っておらないわけであります。野澤委員がつきましたが、時宜を得たものとは言えた義理ではないでござります。そこで私は、十年間社会の谷間に迫い込まれて、じめじめしておった未亡人が、雨漏りを直して家庭の中が明るくなつた姿を考えるときた、すぐにこれを返せという法律を提案することはいかにもふつらうございます。しかし諸般の情勢上やむを得ずでございますので、今の局長の説明も最もいい説明をしているとも、合理的だとも思っておらないと思いますので、この点は先生方の方で十分御勘案を願いまして、無理のないような運営をいたしたいと思います。資金のワクがきまっておりますので、返還がなければ、それだけほかのワクが食い込まれることになりますので、理屈からいえば早く返還してもらいたいのはやまやまでござりますけれども、この資金そのものに私どもは十分の配慮をしてやるべきものだと思いますので、十分お考えを願いたいと存じます。

少し粗雑だったんじゃないかな?という感じがします。今山下次官のお話ですと、一応運用の面でというお言葉がございましたから、これを善意に、また注意に解釈すれば、ある程度まで緩和されると恩いますけれども、私の申し上げた意味は、据置期間を長くせいとういう意味じゃないのです。ただ事業といいますか、工事に着手する期間といふものは、母子家庭は普通の家庭と違つて、金がすっかり積んであってすぐ負に渡すという場合は違うと思うのです。そうしますと、金が借りられるごとにきまつても、実際に金をつかんでみなければ、母子家庭はおそらくこれから渡せないので。つかんでから貸せないのです。されども、三万五千円だった場合にあの五千円をどうするか、あるいは四万円であった場合にあの一万円をどうするか、こういう工合に母子家庭としては行き詰まつてくるのじゃないか。そういう場合を想像したときに、は、長い期間というのじゃないが、少くとも二、三ヶ月くらいは一律にいくつもめんどうを見てやる方が親切じゃないか。同時にまた、この償還期間を見ますと、五カ年以内ということになつて、いますから、たとえば三万円そつくり借りて五カ年で返すといえども、年間六千円、月五百円になるのです。そうすると、三ヶ月でたつた千五百円です。それを直すために金を借りてきたが、工事半ばすでに五百円返さなければならぬということになる、元金を食つていかなければならぬという結果になるのです。わずか五百円ずつといつても、お互にわれわれの生活から考えれば簡単に片づきますが、母子家庭としては容易でない。し

面でということであれば、少くともこの貸付の決定と金の受け渡しの期日とを修正するとかなんとかいうのではなくて、山下次官の言われるように運用の面でいうことであれば、少くともこの期日から金を渡す期間を一ヵ月とおに指示をしていただいたらどうか。こうしますと、貸付が決定したといふときから金を渡す期間を一ヵ月なら一ヵ月半と区切っておいて、実際に金を貸したときをもって貸付の期日として、それから一ヵ月ずつ返していくといふ見方をすれば、どうかと思うのです。このところをどうぞはどよくめんどうを見てもらわぬと、せつかの名法律案がかえって母子家庭を混乱させるんじゃないいか。

全に三万なら三万出してやるという考え方で思想統一をしてもらえないかどうかという点でございますが、この点について局長の方ではどうお考えでございますか。

○高田(浩)政府委員 初めにお話のありました点、多少私の方の答弁が足りなくて大へん恐縮でございました。

貸付の決定をいたしましてから、貸付の決安ということと、現実に金を借りるという、いわゆる貸借の現実行為との間に一定の期間というものがあり得ることはもちろんこれは当然のこととございますし、要らないのに先に金だけ無理やりに借りるという現実行為をする必要は毛頭ありませんので、借りるという見込みが立つて、それに応じて具体的な計画なりあるいは請負業者との話し合いなりをして、現実に金が必要となつた時期に金を借りる、これは当然そうすべきであろうと思いましますし、私どもの方も、そういうふうになるよう心がけて指導いたしたいと思います。そういたしますと、いと、先ほど来御心配の点は大体解決ができるのじゃないかと思うのでござります。

第二点につきましては、理屈っぽく申し上げれば、やはり住宅の補修といふことはやり出せば限りのないことでござりますし、そういうふうになりますとやはり全体の均衡上いかがかと思いますので、最小限度と申しますか、ほんとうに緊要な部分に限つてやつていただくということの趣旨でいかなければならぬと思うのでございます。そういう意味合いでおいて、たとえば屋根を直すのであるとか、あるいは土台を直すのであるとか、それはそれ

応じた直し方をしなければ、それを無理やりにちびってしまうということは、どうかと思います。しかし、それからといって、あまり直さぬでもいいところを、少し余裕があるから直してしまうじゃないかということになります。

これはやはり困るのじゃないかと、これがいたしますが、その辺は、結構具体的な修理の計画とにらみ合せて親切に取り扱っていくということでいきたいと思っております。

○野澤委員 大体意向はお話を聞かなくてわかつているのですが、ただ、私の申し上げたところの、査定をこまかく刻まないでくれという意味は、要するに、小修理あたりに貸し出ししなければならぬという考え方でなく、三万円限度が最小限と思われるような家庭に貸してほしい、こういう精神で指導してもらえないかということを申し上げたのです。要するに一万円とか五千円とかを借りなければ修理でいいというようなものは対象にしないでい

ます。それから、いわゆる第二種公営住宅として、これは八坪の分でございますが、これは七千五百戸の予算の計画であります。これが八坪の分でございまして、これは八坪の分でございます。

○野澤委員 大体わかりました。ただ、局長さんの方で、母子家庭優先で入居されておるというお話を、相当多くのものが入っておるということです。それが、小さい方の六坪の分は三千二百戸の計画、それから八坪の方のいわゆる第二種公営住宅の方は一万五千五百戸できた、そういうことになつておりますし、三十一年度におきましては、小さい方の六坪の分は五千二百戸

が、かなりの世帯が入居できたものと見ておる次第でございまして、現実には四千三百戸といふことが実行になつたような次第でございま

す。

○高田(浩)政府委員 三十年度の住宅計画として母子住宅を大いに設けなければいけないじゃないかというような

声に基きまして、予算としては八千三百戸分計上いたします。ただこれは地方が施

行するわけでござりますから、その辺

のところの希望との関連もありまし

て、現実には四千三百戸といふことが

実行になつたようだ次第でございま

す。

それから、いわゆる第二種公営住宅

いたしまして、予算としては八千三百

戸分計上いたします。ただこれは地方が施

行するわけでござりますから、その辺

のところの希望との関連もありまし

て、現実には四千三百戸といふことが

実行になつたようだ次第でございま

す。

ついて、母子家庭に対する住宅の入居状況は現在までどんなふうになつておられますか。概要だけをお知らせ願いたい

と思います。

○高田(浩)政府委員 三十年度の住宅

計画として母子住宅を大いに設けなければいけないじゃないかといふよう

な

にいましたが、その詳細はつまびらかにいたしておりませんけれども、相当

多くのものが、その通牒の趣旨にのつ

とりまして入居できたものと考えてお

ります。

それから、八坪の方のいわゆる第二

種公営住宅の方につきましても、これ

は前からあつた制度でございますけれ

ども、やはり母子家庭というものを相

当考慮に入れて、入居に特別の考え方

をしてもらいたいといふことは、かね

がね私どもの方も建設省の方に申して

おることでございまして、この方にも

当考慮に入れて、入居に特別の考え方

をしてもらいたいといふことは、かね

がね私どもの方も建設省の方に申して

お

れ

て

入

居

の

方

と

打

ち

合

せ

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

を

発

生

す

よ

う

な

形

に

な

り

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

を

発

生

す

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

を

発

生

す

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

を

発

生

す

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

うど住宅賃金と同じように貸せるよう  
に工夫してやらなければ救われないと  
思う。こういう点についてどうお考え  
ですか。また何とか地方に対してもう  
した指令なりあるいは了解なりをつけ  
る工夫がないかどうか、この点をお伺  
いしたいと思うのです。

○高田(浩)政府委員 お話のように、千円といつても、あるいは三千円といつても、これは大学なりあるいは高等学校に行くための費用としてはなお不足のあるような状況だと思うのでございまして、従ってその、まあざりげない一ぱいまでこれは出すように努力をしなければならないことは、私どもの方としては当然に考えておるのでござります。ただまあこの辺、予算の問題と実は関連をするのですからお話をのような遺憾な点があるということとは認めざるを得ないと私は思います。この辺は今後ともなるべく最高限まで貸せるものの率があふれるよう一そらの努力をいたしたいと思います。なお資料でもごらんいただきますように、実績としては相当上の方までいっているものが多いうな実情であることは御承知いただけたと思います。

うの立法の精神と相離れた一つの考を方じやないか、こういう感じがしますので、極力これを御指導願いたいと思います。

それからついでに、全体の貸付金のワクの問題でありますと、過去三ヵ年間すでに経験を積まれているようありますけれども、生業資金とか支度資金あるいは技能習得資金といふように、よいという科目は一生懸命これを立法したときには並べたのです。並べた結果がとりあえず資金貸付法といふことで一応成立を見た法律なんですが、実際の地方の運営の状況を見てみますと、一番多いのが生業資金とか、あるいは技術習得資金とか、こういうところでもってはんらんして困るだらうといふような最初立案したときはそういう予想だった。実際に第一年目は、二十八年度を見ますと、そういう結果が出、第二年度、第三年度とは必ずこの間に変遷があると思うのですが、今この参考資料を見ますと、二十八年度と二十九年度までしか出ておりません。そのうち特に目立つのは生業資金が多少下ったことと、就学資金が非常にふえてきたということです。金額で見ましても、二十八年度が九・二%、二十九年度が一九・六%と出ておりまして、延べ人員は一万三千八百十五人から一万九千百七十三人と伸びているのです。これは各府県の状況によつても違いましょうが、府県の財政不如意のために、なかなか思うように資金が手に入らない結果、もう一つは地方の審議会の構成メンバーの素質にもよるのでしようし、運営の仕方にもよるのでしょうかが、大体話を聞いてみますと、資金が足りなくて困るという声が

非常に強いのです。どうして足りないのだというと、就学資金にはほとんどいってしまいます。従つていい科目、たとえば事業の継続資金だとか、あるいは生業資金だとか、技術習得資金だとかいうものを借りたいけれども金がない。こういう話を聞く。だんだん話してみますと、その府県の事情が、査定するのに一番やりやすい科目で貸し出しどをする傾向が生まれている。従つて二千万なら二千万というものができるというと、就学資金なんかは希望者はたくさんあるのですから、全部それに振り向けてしまう。ほかのものはほとんど残させない。こういうやり方をやつておって、しかも母子家庭では今度は借りる金がないのだという悲鳴をあげている。これに対して厚生省当局はこの科目に対する計画的な配分といふものの基準をお示しになつたことがあるかどうか。あるいはまた、府県からそういうお尋ねを受けたことがあるかどうか。全くこれは地方にまかせっぱなしでおやりになつてゐるのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○野澤委員 御検討だけなしに、す  
でにもう三年経過しますから、ここら  
で大体全国共通の参考基準とでも申し  
ますかそういうものでも一応試案をお  
作りになることが必要じゃないか。先  
ほどもあなたの御説明の中で、今度住  
宅補修資金が出た、あるいは山下次官  
も言われていましたが、この資金にたく  
さん食い込まれたらほかが困るとい  
うことは簡単だれでも考える。実際  
問題は、どんないい科目を作つてもそ  
の運営の内容というものが、片寄つて  
おったのでは普遍化しない。そうする  
というとある程度の基準を――資料の  
五ですが、このパーセンテージだけで  
も二ヵ年間なら二ヵ年、三ヵ年なら三  
ヵ年の実績に従して一応そういう最低  
基準をきめる、そうすればそのパーセ  
ンテージまでは住宅補修資金なりある  
いは生活資金なり支度資金といふもの  
は貸せるのだ、それ以外のものはそれ  
を借りる人がなかつた場合に初めて就  
学資金に持つっていく、あるいは生業資  
金に持つていくというなら理屈に合  
う。それを野放しにして地方のいいよ  
うにやらしておいて資金が足りない足  
りないとか、借りたいものが借りられ  
ないということでは何にもならぬと思  
う。これらで一つ調査だけではなく、  
しっかりした一応の基準というものを  
示してやる方が親切ではないか。聞く  
聞かぬは別です。そういう心使いでお  
進み願えたら大へんけつこうだと思  
う。それからもう一つ、これに関連し  
て伺いたいことは、国の貸付金があの  
当時に国家だから借りられてしまつ  
て各府県がおさなかつたらどうしよう  
かということで二分の一、二分の一と  
いうような比率をきめたと思う。初め

のときには非常によかつたのですが、最近になつてきてからは國庫の予算が一応一億三千万も残つてくると、地方財政の窮乏からきた一つの現象ですけれども、これに対して大藏省とすれば予算が当然余るのですからこんなうれしいことはないのですけれども、母子福社資金の貸付という精神からいくと、いうと、余すということは行政指導上などどこかに欠陥がある。むしろただ政府の罪だけに負わしておくということはけしからぬと思いますが、この点について厚生当局としてはどういうお考えをお持ちになっているか。あくまでも五分五分の府県の負担、国庫が二分の一だけ出せばいいのだ、府県は熱意がないから金が出せないのだ、こういうお考えでいるのか。あるいはまた近き将来において何らかこれを手を打たなければならぬというお考えなのか。この点をお伺いしたい。

いいかということでございまして、結局半分ずつであればこれは一番資金総量としては、いわば国の金の二倍になりますし、徒歩でありますから、多くなりますし、国が全部持つということになれば府県は持たないわけがありますから、いわばそろそろになってしまいりますし、徒歩で消化の点はそうならない問題ありませんけれども、資金総量としてはかえって減るという結果になりますので、その辺は結局予算の総額の問題とらみ合せてきめなければならぬ問題だと考えますので、今後としたいと思います。

○野澤委員 これは他の委員諸君も心配している点ですかいろいろ御質問もあつたと思いますし、重複すると思うのですが、これには考え方方が二通りあると思うのです。この母子福祉資金の法律を作った當時に私も関係しておいましたが、これが二通りあると思うのです。この母子福祉資金を基にしたが、國家の財源を基礎にして地方に負担させるかという二つの正反対の考え方ですが、その当時はまだ地方の財政がゆるやかだったものですから、むしろ地方を土台とすべきだといふことで思想統一をした。ところが現在は地方ではなかなかこれを出せない、従つてひどい県では未亡人団体が金を借りてそれを県庁に預託して、それの見返りに中央から金を借りているという話も聞いております。これは真偽のほどはわかりませんが、しかしそれほど未亡人を苦労させるような貸付金であつては何もならぬと思うのです。これはあくまでも国庫の支出金と

いうものを五億なら五億見返りにしとを非常に心配しているのですが、こ

て、地方からどうしても義務的に出さ

れらについては即刻どうするこうする

の責任あるいは養老年金の責任、そ

ういう御決意であるというように了解

して差しつかえございませんか。

○山下(春)政府委員 その通りに決意

をいたしております。

○野澤委員 ありがとうございます。

せつかく國のあたたかい手といふこ

とが山下政務次官から御発言がありま

したが、諸般の情勢上今日の法律に

変更なければならぬ。すでにもう全国

の未亡人の代表の方が各委員のところ

に、あるいは厚生省にも願い出でてい

ると思うのですが、これを三分の一国

庫負担にしてくれという要求があつた

はずです。これについては、もう今年

は法典化してそれをやるというものが

五分々々で予算が組まれたものを

法律化して三分の一といふことになる

と、今後大蔵省あたりではますますこ

の母子福祉資金のワクといふものをせ

めしていく、それでは何にもならない

い、だから見送るべきだといふこと

で、涙をこぼしほし説明をされたの

ですが、私はこれに敢然として反対を

させていく、それでは何にもならない

い、だから見送るべきだといふこと

で、涙をこぼしほし説明をされたの

けれども、私どもとしてははさしあたつてはまとめるというよりも個々の問題を一步でも二歩でも前進するということが当面の行き方としては実利的じゃないいか、そういうふうな考え方の方もとに対処をいたしておるのでございますが、だんだんこの法律が実効を發揮いたして参りますと、その次の段階としてはやはり年金の問題と申しますか、そういった問題がおのずから出てくる問題じやないかと思うのでございまます。厚生省としては医療保障の問題と厚生省としてどういうふうに対処していくかが一つの大好きな問題でございますが、それと並んでやはり年金の問題があると思うのであります。年金の問題を厚生省としてどういうふうに対処していくかということにつきましては、これからいろいろな考え方があると思いますけれども、そのうちのやはり重要な部門として寡婦年金の問題をほんとうに真剣に考えなくちゃならない、そういうものではないかと思うのでございます。そういった意味合いもありますて、現在児童福祉審議会を中心として、児童福祉等に関する全般の問題についていろいろ御検討をいただいておりますが、そのうちの母子福祉の方の一部門として、この寡婦年金と申しますか、そういった問題も御検討をいただいておるような次第であります。

いておる場合、ことにもう少しで子供が職にありつけるというときに、こういう線で一律に首を切られた場合、これはまことにゆうしき問題だと思ふのであります。が、こういう点に対しても、生省は今後何らかの手を打たれようとする御意思があるのかないのか、それをまず伺いたい。

○山下(春)政府委員 植村先生の御心配まことにごもっともでございます。私どもも本年四月にもそのような実例をたくさん耳にいたしまして憂慮いたしております。先ほど野澤先生から、何か次の段階に対する心組みを持っておるのではないかということでございましたが、たまたま植村先生のそういう問題とも関連して申しますと、私も戦後十年間の未亡人の生活をつぶさに見て参りまして、よくぞ戦い抜いたと思うものでございます。今日全国の未亡人のたくましいあの立ち上りの姿は、他の生活困窮者の立ち上りと違なまして全く涙ぐましいたくましさがあるのでござります。けれどもその陰には何があるか、父と母との力を二人分精神的にも肉体的にも使い果しておるのであります。従いまして男子五十五才の官年に對して女子四十五才、未亡人でも何でもとにかく女子四十五才と云ふいわれることは、未亡人の場合は、あるいは男子の五十五に匹敵するような体力の消耗をいたしておりましょう。しかし体力を消耗しているからといひので首にざれまして、何のささえもない社会にはおり出すことは、それは政體ではございません。従いまして政府はかねがね——鳩山総理も常に年金についての御発言がございますが、私ども厚生省といたしましては、国民全体

に対しても考慮されなければなりませんけれども、この戦後のけわしい社会の中でもたくましく立ち上って参りました。しかも二人前精神的にも肉体的にもくわびれ果てましたその母が、ようやつ光明にして育ててきた子供に取りそがって手足などとなる身を想像いたしまして、とりえず年金の第一歩といたしまして、寡婦に対する、未亡人に対する年金を是が非でも明年度から実施に移すべく今研究を進めておりますが、三十二年度にはぜひこの頭を出したいという熱意に燃えておる次第であります。

かに一つお出しにならぬと間に合いませんから、一応その点を申し上げて、政務次官どうお考えになるか、この際お伺いしたいと思います。

○山下(春)政府委員 亀山先生のお話、私もそういうことがありますからと実は思つておりますが、地方行政委員会に出席もいたさないし、自分の仕事にかまけて実はただいま承わりまして初めて承知いたしたようなわけでございまして、私ども考えるといつもしましても、無醸出年金の一部を改正するということもなかなか容易ならざる大事業でござりますので、本年力一ぱい研究をいたしましても、来年頭ができる限りの努力をいたさなければわからぬ際に、地方行政委員会の方でそういう法律が決定いたしますれば、当然空白ができるまで、厚生省の方から未だ人団体にも直ちに連絡をいたしまして、これに対応する請願をいたすように、私自身といたしましても、所管の者といたしまして、許されるならば地方行政委員会に出席をいたしまして、そう点はぜひ特別の法的措置を願えるよう努めたいと存じております。

条第一項の規定にかかるわらず、当該学  
道府県は、貸付金を償還することができる。  
こうなっております。それから十条を三にいきま  
すと「都道府県は、貸付金を償還するこ  
とができない」と認められるときは、都  
道府県児童福祉審議会の意見を聞き、  
かつ、議会の議決を経て、当該貸付金  
の償還未済額の全部又は一部の償還を免  
除することができる。これは私法律家  
じゅりませんから、どういふふうにき  
に解釈するのかわかりませんが、法を  
から見ると、償還の免除の際に児童  
福祉審議会の意見を聞いて、しかも誰  
かの議決を経て、こういうふうにき  
められている。それから支払い猶予の  
場合には、「著しく困難になったと認め  
られるときは」と、こう書いてあります  
。この著しく困難になつたと認める  
主体はだれかということなのです  
が……。免除の場合にはつきりわ  
かってくる。けれども十条の二の場合  
の「著しく困難になつたと認められる  
ときは」という認める主体は都道府県  
知事なのですが、それともこの審議会  
のようなどころで認めるのか、この主  
体がはつきりしないと思うのです。

中華書局影印  
新編文選卷之三

自分が直接は関係しておらぬ。こういう支払い猶予というような問題は、地 方的に必ず問題の起きることだと思 う。これに對しては、あなたの方で省 令とか、あるいは局長の通牒とかで、 もう少し纏切に指導してもらわぬと、 おそらく問題点が生まれるのじゃな いか、これに對して御準備があるかどうか、あるいはそういう杞憂は持つ必要 がないとお考えかどうか、お伺いいた します。

○高田(沿) 政府委員 大へん適切な示唆をいたただきました、実はこの点につきましては、私どもこれが運営について気にしている点でございまして、これがあまり寛に流れますと、やはり弊害をかもすし、償還の意欲に支障を来たしまして、全体の運営に支障を来たすことがあっては困りますし、またあまりこれを酷に取り扱いますと、この条文を置いた趣旨にもそぐいませんし、また世情、人情にもそぐわない結果になる。その辺のところをどの辺に置くかということは、具体的な問題となればなかなかこれはむずかしい問題だと思うのです。結局は、具体的な実情に応じて健全なる常識を働かしてこれは判断すべきことかと思いますけれども、やはりその前提として一応客観的な基準というものを私どもの方でできるだけこしらえて、それにのつとつてさらに細部的具体的な問題については実情を勘案して適切な判断を下していく、そういうふうな仕組みにしていきたいと考えております。

当時には、全体の、国会なり社会の世論といふものは、戦後の戦災未亡人とか、あるいはそうした母子家庭に対する同情的なものからむしる出発をして、恩恵法のような形で生まれてきた。従つて小委員会等でも、委員会等においても論議されたことは、極力無利子貸与ということが叫ばれた。第二には、今度は連帯保証制等についても、貧しい母子家庭で第三者の信用のある連帯保証ということは容易でないじやないかということで、これは山下次官もよく御存じですが、その当時に、貸与を受ける者が相互保証でもいいじやないか、そこまで大蔵省とも折衝してこれはきめて來ました。しかも、その当時の世論としては、十億出しか、十五億出すかというようないじやないかで、由党内閣時代でしたが、いろいろ論議をされて、その委員会の空気の全体から見ると、実際に戦争のために未亡人になられた家庭に貸し付けるんだから、その金は返らなくともやむを得ないんだ、そのくらいまで極論する議員もあったのです。それを実際に今度実施してみますと、驚くことには、ほとんど百ペーセントに近い償還率を示している。だんだん悪くなつてきていますが、とにかく最初われわれが想像したより以上にまじめにこの母子家庭というものが零細な資金の返還に協力している。こういう過去の経験から見てみると、実に涙ぐましい一つのよい法律だったんじゃないいか、しかもまた母子家庭としても非常な努力をされたんじゃないいか、こういう感じがしますして、この涙ぐましい努力によつて実際に顕著な効果が出ておつたと思う。そこで今局長の言われたように償還意欲

という問題になつてきますと、むづかしくなつてきます。今まで大半返ってきた。つまり、ほとんど返らないだるふうに想像したものが、ほとんど大半返ってきた。こういう際に、この法律をこれからさまで表面から出しますと、何だ、打ち切りがあるじゃないか、あるいは支払い猶予ができるじゃないか、いいかげんなものでいいじゃないか、こうなつたのでは、せっかく先ほど述べた官の言われたように、将来総合は下次官の言われたように、将来総合はこの償還金の支払い猶予とか免除とかを持つていいこう、あるいはあなたの言われたように年金制度を考えていこう、こういうやさきでありますから、この法律が悪いというのではなくて、これだけの親切心をもつて処理をされる政府の考え方是非常に適切であるのではないか。今まで未亡人会といふのは実にほめられています。また未亡人が、同時にまた、もっとまじめにやる立法の精神というものに合致しないじゃないか。今まで未亡人会といふのは実にほめられています。また未亡人自身も誇りを持っている。こういい法律だったのだから、この二つの条項によつて万一償還意欲を減殺するという結果が生まれては何にもならなかつたらいいと思う。これに対してこの法律の解説にもう少し徹底した、局長なり次第あたりから各都道府県の組織に対しても浸透するような啓蒙のお考えをお持ちなさい。これは関係者一同この資金を中心としてまじめに厚生を考え、熱心に

に償還を考え、努力をされている。この証左であろうと思うのでございまして、この傾向といふものは、やはりこの資金の本質あるいはこの資金の運営といふものから考えて、ますますそれが何かに困った人たちに貸つけらるべきその財源といふものが少くなくなるという結果になりますけれども、それだけ少くなると、一人二人のために結局ほかの未だ思ひも及ばない結果になると、これは憂慮すべきことだと思います。万々そぞろで、一人、母子家庭の利益が害せられる結果になると、これは憂慮すべきことだと思います。万々そぞろで、もう事態はないと考えておりますけれども、しかしこの十条の二、十条の三運用の仕方によりましては、あるいは関係者の心がけ自体によりましては、ないし当局の指導の仕方いかんによましては、少くともその辺に何らか影響を与えることは、これは一応慎重に考えておかなければならぬ点だと思いますのでございまして、その辺のところを考慮いたしまして、この二ヵ条運用につきましては十分慎重にやつて、いきたい、そういう趣旨の指導を十分徹底するようにいたしていきたい、よう考へておきましても、法律をこのままにいたします等のやむを得ない事情がありましても、法律をこのままにいたします等のやむを得ない事情がありますが、だ何しろ母と子の世帯でございまして、不慮の災害、あるいは母が死んでしまいますと、返済の義務がそのうな子供にかかるといふようになりますが、お答え申した通りでありますから、○山下(春)政府委員　ただいま野澤先生の御指摘の点に対しましては、局

つ  
ことなどがございますので、そういう特別の場合を考慮いたしまして、それを免除するということをございまして、從來の成績から見ましても、法をあやまつて悪用するということのない団体であることを信ずるとともに、そういう特別の場合にお強くその債務をしょっていかなければならぬといふことを防ぎたいという気持でござります。  
○野澤委員 じゅんじゅんと次官のお話、その通りだと思いますが、ただ今一度の参考資料を見ますと、支払い猶予を免除しなければならぬというケースはきわめてまれだと思うのです。こういうまれな例のために法文を作つて、それを正面から解釈されると、局長の御心配の消化意欲を減殺されることになるのではないか、その点を御指摘申し上げたのです。  
次にもう一点伺いたいのですが、母子相談員の費用について、從来から各地方でたびたび問題にもなっておりました、また平衡交付金等の地方財源のワクの中に入れられるために徹底しないというような向きもあつたのです。が、今度の予算では増額されているようありますけれども、局長としてこの母子相談員の問題についてはどんな御处置をとられるのか。たとえば政令でも改正してやっていくとか、予算の裏づけと運用に対し、おそらく万全の策をおとりになつていてると思いますが、その点御説明願いたいと思いま  
○高田(清)政府委員 母子相談員の予算は、現在平衡交付金のうちに組み入れてあります。これも算定に当りましても改正してやっていくとか、予算の裏づけと運用に対し、おそらく万全の策をおとりになつていてると思いますが、その点御説明願いたいと思いま

てあるわけでございますが、現実にこれが支給される場合においてそれだけの配慮が現実に生きていくためには、やはり当局がそれだけの注意と理解をもつて行わなければならぬと思います。そういう意味におきまして、私どもの方としては、地方当局に対しても注意を喚起して、計上の通りあるいはそれ以上のことが行われるように努力をいたしておる次第でございます。

○野澤委員 これは非常に大事な問題だと思うのです。未亡人会としては非常な期待を持って、今度の算定基準が九千円なら九千円になつたといふのです。ところが今のお話のように、たゞ地方に対し注意を喚起しているという程度では徹底しないのじやないか、その点これは問題が起ると思うのです。これに対しては、厚生省当局としてはもう少し強い意思表示をされて指導することが必要じやないか、こういうふうに考えますが、いかがでございましょうか。

○山下(春)政府委員 厚生省のやる仕事の少しだけ外だと思いましたが、この予算が決定いたしましたときに、たまたま全国の未亡人の指導者会議がございました。全国から未亡人の指導者の方が東京にお集まりでございましたので、その機会をとらえまして今回の母子相談員の給与は七千五百円から九千円として平衡交付金の中に組み入れておる。そこで皆様方に九千円確かに渡るかどうかは、その県その県の予算の決定の際に、これが黙つていればまた知らぬ顔で七千五百円組む県があるかもしれません、皆さんはそういう

頼んでございましたが、私はお願ひをいたしました。局長からも各県に対し、そのように指導をいたしておりますが、その後予算がどううふうになつたかというとの実際を知りませんけれども、あるいはそういうことを実行していただかない県もあるのではないかと、そういうことを憂慮いたしておりますが、たゞそういうことを実行するかといふことを憂慮いたしておきます。

○野澤委員 これは非常に大事な問題だと思うのです。未亡人会としては非常な期待を持って、今度の算定基準が九千円なら九千円になつたといふのです。ところが今のお話のように、たゞ地方に対し注意を喚起しているとい

う程度では徹底しないのじやないか、その点これは問題が起ると思うのです。これに対しては、厚生省当局としてはもう少し強い意思表示をされて指導することが必要じやないか、こういうふうに考えますが、いかがでございましょうか。

○山下(春)政府委員 厚生省のやる仕事の少しだけ外だと思いましたが、この予算が決定いたしましたときに、たまたま全国の未亡人の指導者会議がございました。全国から未亡人の指導者の方方が東京にお集まりでございましたので、その機会をとらえまして今回の母子相談員の給与は七千五百円から九千円として平衡交付金の中に組み入れておる。そこで皆様方に九千円確かに渡るかどうかは、その県その県の予算の決定の際に、これが黙つていればまた知らぬ顔で七千五百円組む県があるかもしれません、皆さんはそういう

頼んでございましたが、私はお願ひをいたしました。局長からも各県に対し、そのように指導をいたしておりますが、たゞそういうことを実行するかといふことを憂慮いたしておきます。

○野澤委員 あなたたが種をまいたとは知りませんが、地方ではこういう問題が起きてきますから、未亡人が県会に各府県から七人か八人出ているといふならばいいのですが、ただあなた方が監視をしなさいといつてみても、まさか子供をかかえていてはそもそもできないから、これは処置をしたならばやはりやりやすいように指導してやる方が親切じやないか、こういう点をお願いしておきます。

○山下(春)政府委員 それから先ほど植村君が非常にいい御質問をして、定年制の問題が出ました。これが山下次官のお話ではすぐ

ましたが、これは手当をするということがありますが、まさに手当をするといふことは、専門的であります。ただ定年制の問題あるいは母子家庭に対する質問は差し控えまして、さつき

ますと、来年度からは一つ総合的な法案の実現に対する予算獲得に大いにがんばる、こういう御答弁があつたわけ

ではありませんが、私は今度の法案改正の精神についてはもちろん全面的に賛成でございます。従つてこの法案自体に対する質問は差し控えまして、さつき

は児童局長からの答弁を聞いておりま

す。ただ定年制の問題あるいは母子家庭の農地の耕作権の問題、さらによつておられる方々を除きまして、実際に

生活に困窮しておられる未亡の世帯は一体どのくらいあるか、ちょっと御答弁願いたいと思います。

○高田(浩)政府委員 母子家庭は約十九万世帯でございます。そのうち戦争に基くいわゆる戦傷病死に基くものが約二十三万世帯でございます。それからも同じく戦争に基くいわゆる戦傷病死に基くものが約三万世帯、

母子家庭になられた方が約三万世帯、そういうことになつております。

○堂森委員 御主人の恩給だと、恩給をもらっている方……。

○高田(浩)政府委員 恩給の点は追つて調べましてお答え申し上げたいと思

います。

○堂森委員 そうしますと、こまかい数字はともかくとして、生活が非常に困窮しておられるという未亡人世帯、寡婦世帯はどれくらいございましょうか。

○高田(浩)政府委員 生活保護法を受けておられます世帯が約十九万世帯になつております。それから生活保護を受けられないけれども、生活に非常に困難しておられる——これは程度の問

るお考えがあるかどうか、またこういふことにについて御検討されたことがあります。

以上をもつて終ります。

○佐々木委員長 堂森芳夫君。

○堂森委員 この母子福祉貸付金等に

関する法律案はちょうど三年前に実現

をしましたが、当時のことを回想いた

しますと、やはり単に福祉のための貸

付金を実現する、こういふ意味の狭い

法律を作ると、その考え方からできま

るのではないかと思うのであります。

○堂森委員 それでは一つ具体的に答

弁を願いたいのですが、たとえば日本

におられるところの寡婦の方で恩給を

もらっている人たち、あるいはまた戦

争犠牲者の遺族として年金をいただい

ておられる方々を除きまして、実際に

たのであります。

○堂森委員 それで、ほかのいろいろな

児童福祉行政上の諸問題を研究してい

ますので、それらと関連して御研究を

いたいでおるということを申し上げ

ます。

○堂森委員 そのうえ、こうした面についても一応お願いしておきたい。

もう一つ農家で非常に困つております

のは、母子家庭の農地に関する耕作

権の返還あるいはまた取得というよう

な面について特別に扱つてくれない

か、たとえば私の郷里の栃木県の実情などを見ますと、農業委員会へせつか

くそれを持ち出しましても上司までい

かないのでその土地だけでこれを解決し

てしまつ、しかも未亡人の弱さから泣

き寝入りしなければならぬ。これらは

法律に頼るというよりも、むしろ次

官あるいは大臣あたりが農林省の方と

よく話し合いをされ、母子家庭に対

しては特別親切な、あたたかい手を差

し伸べてもらうよう善処することが

至当ではないか、法律ばかりに頼ると

いうのではなく、厚生行政の一環と

してこういうものを普遍化された御努

力が必要ではないかと思いますが、こ

れはお答えはなくてけつこうであります

。ただ定年制の問題あるいは母子家

庭の農地の耕作権の問題、さらによつておられる方々を除きまして、実際に

生活に困窮しておられる未亡の世帯は

一体どのくらいあるか、ちょっと御答

弁願いたいと思います。

○高田(浩)政府委員 高田局長から今後の医療扶助の方面、

あるいは未亡人年金といいますか、寡

婦年金といいますか、そういうものに

対する質問は差し控えまして、さつき

は児童局長からの答弁を聞いておりま

す。ただ定年制の問題あるいは母子家

庭の農地の耕作権の問題、さらによつておられる方々を除きまして、実際に

生活に困窮しておられる未亡の世帯は

一体どのくらいあるか、ちょっと御答

弁願いたいと思います。

○高田(浩)政府委員 私が申し上げま

した趣旨は、次の問題として当然この

題としていろいろ具體的に言えば見る人によつて違うかもしませんが、一応私どもの方で調べたところによりますと、約十三万世帯ということあります。

○堂森委員 そうしますと、生活保護を受けておられる世帯が十九万世帯、それからボーダー・ラインにあるような方が十三万、三十万有余の母子世帯が非常に生活に困窮せられておる、こういうことでございます。私が申し上げるまでもなく、社会福祉が進んだ国々は、やはり養老年金あるいは社会保険制度の充実とともに寡婦年金といふものを持つておることは御了承の通りであります。従つて日本にも寡婦はともかくとしまして、三十万くらいの母子世帯に年金を作つて参ることについて、局長あるいは政務次官からも御答弁願いたいのですが、どれくらいの年金を作つていこう、こういう構想を持つておられるならば一つ御答弁願いたいと思います。

○高田(浩)政府委員 その辺のところは、まだ具体的な数字に基いて結論を出すということは考えておりません。

○山下(春)政府委員 今局長の申した通りでございますが、三十一年度の間にそれらの具体的なものを——この未亡人団体に対しましては、「一人で働いておりますので、この医療の問題は非常に重大だと思います。そこでこの医療の問題を国保で解決する方途を講じますか、あるいは特別健保のよくなものを行つて立たなければならぬと思ひます。それから年金についても、今申し上げました数字等は少くとも直ちに年金のワクの中に入れなければならぬ世帯のケースでありますので、それ

らにどの程度の年金をどういうふうにして実施していくかということにつきまして、はなはだ恐縮であります。今年度中に必ず具体案を検討いたしました。

○堂森委員 政務次官から非常に重大と申しますか、かたい決意をお持ちのよう答弁をいただきまして非常にあります。これが一つの大いな原因ではなかろうか、こういふことは当然予想されることでありまして、やはりこうした社会悪を除いていくために

も寡婦年金というものは大きな役割を果すものであります。これは一つの社会正義と申しますか、そういうものを打ち立てて参りますためにも、未亡人の計画を持つておられるようあります。ともかく政府の方でも今後五年間には全国に国民健康保険でござりますか、それを中心として全部が社会保険に加入できるような制度を実施していくというふうな計画を持つておられるようあります。われわれの方は、四年間に国民健康保険を拡充いたしまして、未加入の三千万人の国民が健康保険によって医療を受けるような制度に持つてこ

う、そうして現在の政府管掌の健康保険制度と医療給付については同じ程度のものを実施したい、こういう計画を党として持つておるわけであります。ともかく医療制度が今後大いに発展して参りまして、社会保険というものが拡充されて参ることは当然でございます。従つてこの医療扶助といいますか、そういう方面については今後割合明るい見通しを持っていけるのではないかと見込んでおります。未亡人年金といふもののが実現のためには一日も早く、来年度からは必ず未亡人年金といふものの実現のために——今の御答弁のような、構想はまだわからぬというようなそういう情ない御答答ではなく、一つきょうから準備をお願いする、こういうように私は希望を述べまして、私の質疑を終ります。

○佐々木委員長 他に御発言はございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり」

いかと考へるわけであります。従つて寡婦、未亡人にに対する対策の根本は

明るい見通しを持っていけるのではないかと見込んでおります。未亡人年金あるいは母子年

金と申しますか、そうした制度が実現していくことがやはり根本では

ないかと思います。未亡人の方には大

へん失礼でございますが、このごる壳

春禁止法というものを政府でも取り上

げて今度国会に提案されるようでござ

いますが、この壳春問題も、もちろん

も寡婦年金というものは大きな役割を果すものであります。これは一つの大いな原因ではなかろうか、こういふことは当然予想されることでありまして、やはりこうした社会悪を除いていくために改正是もちろん賛成でございますが、さらに百歩を進めまして、年金制度といふものの今後早急な実施ということに一つ政府は全力をあげらまして、特に政務次官山下先生に八面六臂の御活動をわれわれはお願ひするわけであります。

いろいろとお聞きしたいのであります

が、もう時間もございませんので、私は

一日も早く、来年度からは必ず未亡

人年金といふものの実現のために——

今の御答弁のよう、構想はまだわ

からぬというようなそういう情ない御答

答ではなく、一つきょうから準備をお

願いする、こういうように私は希望を

述べまして、私の質疑を終ります。

○佐々木委員長 他に御発言はございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり」

いかと考へるわけであります。従つて

寡婦、未亡人にに対する対策の根本は

明るい見通しを持っていけるのではないかと見込んでおります。未亡人年金あるいは母子年

金と申しますか、そうした制度が実現

していくことがやはり根本では

ないかと思います。未亡人の方には大

へん失礼でございますが、このごる壳

春禁止法というものを政府でも取り上

げて今度国会に提案されるようでござ

いますが、この壳春問題も、もちろん

昭和三十一年五月二日印刷

昭和三十一年五月四日發行

衆議院事務局

印刷者　大藏省印刷局